

## 平田観光株式会社/ご旅行条件書（要約）

この書面は、旅行業法第12条の4の定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5の定めるところの契約書面の一部となります。  
お申し込みの際には詳しい旅行条件書（全文）と個人情報の取扱を説明したご案内をお渡し致しますので、事前にご確認のうえ、お申し込みください。

### 1. 募集型企画旅行契約

この旅行は、平田観光株式会社（以下「当社」という）が企画し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約を締結することとなります。契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書のほか、出発前にお渡しする「旅程表」と称する確定書面（以下「旅程表」といいます）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。

### 2. 旅行のお申込み及び契約成立

(1) 所定の旅行申込書（以下「申込書」といいます）に所定事項を記入のうえ、次に定める申込金を添えてお申込みいただきます。当社がその双方を受領した時点で契約の締結を承諾し、成立したものとします。申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約金のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。

旅行代金（お一人様）	お申込金（お一人様）
1万円未満	2,000円
1万円以上2万円未満	4,000円
2万円以上	旅行代金の20%

(2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、お客様は、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます（受付は当社の営業時間内とし、営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります）。この期間内に申込金のお支払いがない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。

### 3. 申込み条件

- 未成年者が参加の場合、原則、法定代理人（親権者等）の同意書の提出が必要です。
- ご参加にあたって特定の条件を定めた旅行については、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、お申込みをお断りすることがあります。また、健康を害している方、妊娠中の方、その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。

### 4. 旅行代金のお支払い

旅行代金全額は、旅行開始日（ご利用日）の前日からさかのぼって11日目にあたる日より前にお支払い頂きます。旅行開始日（ご利用日）の前日からさかのぼって11日目にあたる日以降にお申込の場合は、当社が指定する期日までにお支払頂きます。

### 5. 当社からの契約の解除（旅行開始前）

ご参加のお客様が当パンフレットに明示した最少催行人員に満たない場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

### 6. 旅行代金に含まれるもの

当社パンフレット、ホームページ、旅行日程に明示された運送機関の運賃、食事代、入場・拝観料、及び旅行取扱料金、消費税となります。

### 7. 旅行日程・旅行代金の変更

(1) 当社は、天災地変、運送機関のスケジュール、交通事情、気象状況その他やむをえない事由により旅行日程を変更する場合があります。上記の事由により定められた日程が変更された結果、お客様が受けることが出来なかった内容についてはその代金を返金し、逆に当初の代金を超えた場合はその差額分をお支払頂く場合があります。

(2) 当社は、運送機関の適用する運賃・料金が、著しい経済情勢の変化により、通常想定される限度を大幅に超えて増額または減額される場合、旅行代金を変更する場合があります。

### 8. 添乗員

添乗員は同行致しません。

### 9. お客様による旅行契約の解除

契約成立後、お客様のご都合で契約を解除する場合、旅行代金に対してお客様お1人様につき次に定める取消料をいただきます。なお、下記記載の日付等は、旅行のお申込をされた販売店及び当社の営業時間によるものとします。

旅行開始日の前日	旅行開始日の前日	取消料（お一人様）
1) 21日目にあたる日以前の解除（日帰り旅行にあつては11日目）		無料
2) 20日目にあたる日以降の解除（日帰り旅行にあつては10日目）（3～6を除く）		旅行代金の20%
3) 7日目にあたる日以降の解除（4～6を除く）		旅行代金の30%
4) 旅行開始日の前日の解除		旅行代金の40%
5) 旅行開始日当日の解除（6を除く）		旅行代金の50%
6) 旅行開始後の解除または無連絡不参加		旅行代金の100%

### 10. 当社の責任

- 当社は、旅行契約の履行にあたって故意または過失によりお客様に損害を与えた場合、その損害を賠償する責に任じます。
- 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送機関等のサービス提供の中止、官公庁の命令その他当社が関与し得ない事由によりお客様が損害を被ったものについては賠償の責任を負うものではありません。
- 当社は、お客様が所持されている現金、貴重品、重要書類、撮影済みのフィルム、破損しやすい物品等については賠償の責任を負うものではありません。

### 11. 特別補償責任

当社約款「特別補償規程」により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体に被られた一定の損害について、お客様1名につき死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数が3日以上になったときは1万円～5万円、携帯品に係る損害補償金（お客様1名につき15万円を限度。ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円）を支払います。

### 12. 旅行者の責任

- 当社は、旅行者の故意または過失により損害を被った場合はお客様から損害賠償を申し受けます。
- 旅行者は、旅行開始後において万が一、契約内容と異なるサービスが提供されたら認識した場合は旅行地において直ちにその旨を販売店及び当社に申し出なければなりません。

### 13. 旅行代金・旅行条件の基準

この旅行条件は2020年1月30日を基準としています。又、旅行代金は2020年1月30日現在の有効な運賃・規則を基に算出、作成しております。

### 14. 個人情報の取扱について

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・入場施設に提供するサービスの手配及び手続きに必要な範囲内、又は当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で利用させていただくことがあります。

### 【旅行企画・実施】



〒907-0012

沖縄県石垣市美崎町1番地（石垣港離島ターミナル内）

TEL 0980-82-6711 / FAX 0980-83-2511

●（社）全国旅行業協会会員 旅行業務取扱管理者：松川雅明

●沖縄県知事登録旅行業第2-367号

※旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う販売店での取引に関する責任者です。この旅行契約に関しご不明な点があれば、取扱管理者にお尋ねください。